

## 真野川漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

第一条 この規則は、真野川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第一号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うぐい、うなぎ、いわな、やまめ、わかさぎ及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第二条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ口頭で組合に申請してその承認を受けなければならない。

2. 組合は、前項の規定による申請があつたときは、第十一条に規定する場合を除き、承認するものとする。

3. 第一項の承認を受けた者は、直ちに、第七条第一項の遊漁料を同条第二項の方法により組合に納付しなければならない。

### (漁具及び漁法の制限)

第三条 次の表の上欄に掲げる漁具及び漁法による遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる規模の範囲内で行わなければならない。

漁具・漁法	規	模
手釣、竿釣、船釣	一本	竿数は、一人二本以内。ただし、あゆ釣にあつては竿数、一人一本
投網	まめにあつては、三センチメートル以上	目は、二・四二センチメートル以上。ただし、いわな及びやまめにあつては、三センチメートル以上

### (遊漁期間)

第四条 次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期	間
いわな、やまめ	四月一日から九月三十日まで	
あゆ	七月一日から十二月三十一日までの期間内で組合が定めて公示する期間	
こい、うぐい ふな、うなぎ	一月一日から十二月三十一日まで	
わかさぎ	十二月一日から翌年三月三十一日まで	
もくずがに	八月一日から十一月三十日まで	

前項の公示は、次に掲げる場所に掲示して行い、必要があるときは、福島民報新聞又は福島民友新聞に掲載するものとする。

- (1) 真野川漁業協同組合事務所  
 (2) 真野川漁業協同組合遊漁承認証取扱所

(禁止区域)

第五条 潮止堰上流端から上流桜田橋橋脚上流端までの区域においては、投網による遊漁をしてはならない。

2. 前項に定めるもののほか、組合が水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上の必要から禁止区域及び期間を定めて公示したときは、当該禁止区域において当該期間中は、遊漁をしてはならない。

3. 前項の公示については、前条第二項の規定を準用する。  
 (全長の制限)

第六条 次の表の上欄に掲げる魚種は、それぞれ同表の下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい	十五センチメートル
うなぎ	二十一センチメートル
うぐい	七センチメートル
やまめ、いわな	十五センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第七条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が小学生以下のときは無料とする。

魚種	漁具・漁法		遊漁料
	手釣	竿釣	
あゆ こい ふな うぐい うなぎ やまめ いわな もくずがに	手釣	竿釣	一日 一、〇〇〇円 (組合事務所又は取扱所)
	投網	竿釣	一年 一、五〇〇円 (遊漁現場)
わかぢぎ	手釣	竿釣	一日 一、五〇〇円 (組合事務所又は取扱所)
	投網	竿釣	一年 一、五〇〇円 (遊漁現場)

2. 遊漁料は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

- (1) 真野川漁業協同組合事務所
- (2) 真野川漁業協同組合遊漁承認証取扱所

(遊漁承認証に関する事項)

第八条 組合は、第二条第一項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

2. 遊漁承認証の交付は前条第二項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3. 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第九条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2. 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなくてはならない。
3. 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第十条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2. 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) その他必要な事項
- (5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第十一条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。